

もっと知りたい！後期高齢者医療制度

平成22年度の保険料は前年中の所得金額等によって決定し、一人ひとりが納めます。個人ごとの保険料は7月中旬にお知らせします。

【保険料の決まり方】

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \mathbf{38,971 \text{ 円}} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額}^* \\ \text{所得割率 } \mathbf{7.03\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{年間保険料} \\ \mathbf{(限度額 50 \text{ 万円})} \end{matrix}$$

\*所得割額 = (前年中の総所得金額等 - 基礎控除 (33 万円)) × 7.03%  
 ▶58 万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。  
 \*途中で加入された場合は、加入月分から計算され、途中で喪失された場合の喪失月分は計算されません。

【所得の低い世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます】

軽減割合	世帯の総所得金額 (被保険者と世帯主の所得の合計額)		軽減後の均等割額
9割軽減	[33万円]	世帯内の被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他各種所得なし) の場合	3,897 円/年
8.5割軽減	以下の場合	上記以外の方	5,845 円/年
5割軽減	[33万円 + 24.5万円 × 世帯の被保険者数 (世帯主である被保険者を除く)]	以下の場合	19,485 円/年
2割軽減	[33万円 + 35万円 × 世帯の被保険者数]	以下の場合	31,176 円/年

【社会保険や健康保険組合などの

被扶養者だった方は保険料が軽減されます】

後期高齢者医療に加入直前に社会保険や健康保険組合などの被扶養者だった方は、加入から2年間は所得割額の負担がなく、均等割額も軽減されます。今年度も均等割額が9割軽減となり、年間保険料は3,897円になります。

【保険料の納め方】

原則、保険料は特別徴収 (年金天引き) ですが、詳しくは7月中旬にお知らせします保険料額決定通知書でご確認ください。

【保険料納付方法の変更】

保険料の納め方を特別徴収 (年金天引き) から普通徴収 (口座振替) に変更することができます。変更をされる方は、申出書が必要となりますので、福祉課へご相談ください。

- ▶8月1日に保険証と福祉医療の一斉更新をします。
- 国民健康保険被保険者証
  - 70歳〜74歳の方のみに保険証を交付します。
  - 新しい保険証は7月末日までに世帯主に簡易書留で郵送します。
  - \*入院等により限度額適用・標準負担額認定証を現在お持ちの方で引き続き利用される場合は、有効期限が7月31日で終了しますので更新申請が必要になります。

- 重度心身障害者医療費受給者証
  - 新しい受給者証は7月末日までに簡易書留で郵送します。
- ひとり親家庭等医療費受給者証
  - 新しい受給者証の交付には、申請が必要になります。

- 後期高齢者医療被保険者証
  - 新しい保険証は、7月末日までに広島県広域連合から個別に普通郵便で郵送されます。
  - \*入院等により限度額適用・標準負担額認定証を現在お持ちの方は、有効期限が平成23年7月31日までのものが保険証と一緒に郵送されます。

8月1日以降に病院等に行く時は、必ず新しい保険証・受給者証を提示してください。  
 有効期限切れになった保険証・受給者証は、各世帯で必ず確実な方法で破棄してください。  
 8月以降、保険証が届かない場合は、福祉課までお問い合わせください。



▼父子家庭の皆さまにも児童扶養手当が支給されます！

平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。児童扶養手当を受給するためには申請 (認定請求) が必要ですので、支給要件に該当している人は11月30日 (火) までに忘れずに申請してください。

●支給要件は？

次のいずれかに該当する子どもについて、父 (母) がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
  - ② 母 (父) が死亡した子ども
  - ③ 母 (父) が一定程度の障害の状態にある子ども
  - ④ 母 (父) の生死が明らかでない子ども
  - ⑤ その他 (母 (父) が1年以上遺棄している子ども、母 (父) が1年以上拘禁されている子ども、母 (父) が1年以上以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)
- ※支給対象となる子どもは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども (障害を有する場合は20歳未満) です。

●父子家庭の方が受給するためには？

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。11月30日までに申請いただくと、特例的に平成22年8月分 (または支給要件に該当した日の翌月分) から支給されます。11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、11月30日までに福祉課又は各支所町民課で手続きをしてください。

▼家屋に関する届出等について

次の場合には、速やかに、住民課 税務係または各支所町民課町民係までご報告ください。  
 家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在に存在するものに対して、課税されます。

- 新築・増築された場合
  - 年の途中で家屋を新築・増築された場合、次年度からその家屋に対して固定資産税が課税されます。課税するにあたって、家屋調査を実施し評価額を算定する必要がありますので、ご連絡ください。
- 取り壊しをされた場合
  - 年の途中で取り壊し等をされた場合は、「家屋滅失届」をご提出ください。
- 未登記 (登録) 家屋の所有権を変更された場合
  - 相続や売買、贈与等に伴い、所有者が変わった場合は、「未登録家屋名義変更届」をご提出ください。

▼オストメイトのための生活相談会

オストメイト (人工肛門や人工膀胱をしている人) の日常生活に必要な事について看護師が相談を行います。

日時 8月22日 (日) 午後1時〜4時  
 場所 三和公民館  
 相談員 国立福山医療センター看護師及び福友会員  
 受講料 無料

●お問い合わせ先

(社) 日本オストミー協会福友会  
 ☎090・8065・1403

